

模倣品対策の概要

1．模倣品110番の設置

平成10年3月に模倣品相談窓口（模倣品110番）を設け、工業所有権侵害事件に関する相談・アドバイス機能を強化するとともに、輸入差止め等必要な措置の迅速な実施を支援。

【模倣品相談窓口の業務】

- 権利侵害事例の収集、取りまとめ
- 相手国政府に対する改善の働きかけ
- 特許庁から税関・警察等国内政府機関への連絡、輸入差止め措置等の迅速な実施を促進
- 各国での権利行使方法に関する情報の提供
- 権利行使に当たっての相手国政府のコンタクト・ポイント、対応策に関するアドバイス
- 現地法律事務所の紹介

2．模倣品問題に関する情報の収集及び提供

(1) 各国の権利行使関係情報の収集・相談事業

アジア地域10か所（北京、上海、香港、ハノイ、マニラ、クアラルンプール、ジャカルタ、ニューデリー、バンコク、台北）において、現地JETRO事務所等を通じて特許法律事務所と契約。現地における工業所有権の行使に関する情報収集、現地日系企業を対象とした相談・セミナー開催、弁護士事務所の紹介等を行うとともに、模倣対策マニュアルを作成。

(2) 模倣被害実態調査等の実施

我が国企業の海外での模倣被害の実態等を調査・分析し、権利行使強化の対策を検討するとともに、工業所有権侵害への対応策に関するセミナーを開催するほか、収集した情報をインターネットを通じて公開。